

## 平成 25 年度地方消費者行政活性化交付金（一般会計）交付要綱

### （通則）

第 1 平成 25 年度地方消費者行政活性化交付金（平成 25 年度一般会計予算に計上された「地方消費者行政活性化交付金」をいい、以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### （目的）

第 2 この交付金は、都道府県に設置する消費者行政活性化のための基金の造成に必要な経費を交付し、以下の国が提案する政策テーマに対応した、地方公共団体の先駆的な取組に充てることにより、消費者の安全で安心な消費生活の実現及び地域の活性化に資することを目的とする。

I. 風評被害の防止

II. 消費者と事業者との協働支援

II-1. 事業者の商品企画・開発への消費者団体等の参画支援

II-2. 食品ロスの削減

III. 体系立った消費者教育の展開

IV. 悪質事業者による消費者被害の防止の強化

V. 適格消費者団体設立の促進

### （交付先）

第 3 交付金は、内閣総理大臣が都道府県知事に対し、その申請に基づいて交付する。

### （交付対象経費）

第 4 交付金は、平成 21 年 7 月 1 日付け府国生第 703 号内閣府国民生活局長通知の別紙「地方消費者行政活性化基金管理運営要領」（平成 25 年 2 月 26 日付け消地協第 21 号消費者庁長官通知による改正後のもの。以下「運営要領」という。）に基づいて都道府県が行う基金の造成に必要な経費を交付の対象とする。

### （交付額の算定方法）

第 5 交付金の交付額は、都道府県からの申請内容（都道府県及び管内市町村において予定する事業の内容及び支出予定額）を踏まえ、附属編に示す国が提案する政策テーマに対応した先駆的な事業の実施のために必要とする経費について決定する。

事業ごとの上限額については、政策テーマごとに附属編のとおりとする。

予算額よりも各都道府県から申請を受けた事業の実施に必要な経費の合計額が多い場合は、各事業の実施に必要な経費について、予算額を事業の実施に必要な

経費の合計額で除した割合により按分した額を交付するものとする。

(交付申請)

第6 都道府県知事は、交付金の交付を受けようとするときは、交付申請書（別紙様式1）に関係書類を添えて、消費者庁が別に定める日までに内閣総理大臣に申請するものとする。

(交付の決定及び通知)

第7 内閣総理大臣は、第6の規定による交付申請があったときは、その内容を審査の上、交付金の交付を決定するものとし、交付金の交付を決定したときは、交付金交付決定通知書（別紙様式2）により、都道府県知事に通知するものとする。

2 第6の規定による交付申請書が消費者庁に到達してから交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(交付の条件)

第8 この交付金の交付の決定には、次の条件が附されるものとする。

- (1) 基金造成の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 基金の造成を中止する場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 基金の造成が予定期間内に完了しない場合又は基金の造成が困難となった場合には、速やかに内閣総理大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 基金に係る経理と他の経理は区別しなければならない。
- (5) 交付金と基金造成に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式3による調書を作成し、これを基金造成の完了の日（中止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (6) 基金は善良な管理者の注意をもって管理し、第2の目的に反して、基金を取り崩し、処分し、及び担保に供してはならない。
- (7) 都道府県は、毎年度基金事業に係る経理の精算終了後、別に定めるところにより、事業実施の状況に関する報告を内閣総理大臣に提出しなければならない。
- (8) 基金（交付金により造成した部分。以下「交付金相当分」という。）を活用して行われる消費者行政活性化のための事業（以下「活性化事業」という。）の終了後には、交付金相当分の残余额を国庫に返還しなければならない。
- (9) 上記のほか、基金の管理、運用、取崩し、活性化事業の実施、精算手続については、運営要領の定めによるものとする。

(実績報告)

第9 この交付金の事業実績報告は、基金造成後速やかに又は消費者庁が別に定める日のいずれか早い日までに別紙様式4による報告書を内閣総理大臣に提出して行わなければならない。

(交付金の額の確定及び返還)

第10 内閣総理大臣は、第9の事業実績報告に基づき交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(是正のための措置)

第11 内閣総理大臣は、第9の事業実績報告を受けた場合において、交付金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを都道府県知事に対して命ずるものとする。

(その他)

第12 特別の事情により、第5、第6及び第9に定める算定方法、手続によることができない場合には、内閣総理大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別紙様式1)

第 号  
平成 年 月 日

内閣総理大臣 ○○ ○○殿

都道府県知事 ○○ ○○

平成25年度地方消費者行政活性化交付金(一般会計)の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- |   |                    |   |    |
|---|--------------------|---|----|
| 1 | 交付申請額              | 金 | 千円 |
| 2 | 基金造成経費所要額調書(別紙1)   |   |    |
| 3 | 基金造成計画書(別紙2)       |   |    |
| 4 | 事業計画書(別紙3)         |   |    |
| 5 | 添付書類               |   |    |
|   | (1) 歳入歳出予算(見込み)書抄本 |   |    |
|   | (2) その他参考となる書類(別添) |   |    |

(別紙1)

基金造成経費所要額調書

基金造成に要する経費の 支出予定額	第5により算出された合計 額	交付金所要額
千円	千円 (消費者庁記入欄)	千円 (消費者庁記入欄)

(注) 交付金により造成する基金に相当する部分について記載する。

基金造成に要する経費の支出予定額詳細

主な経費区分	支出予定額
I. 風評被害の防止	
	千円
	千円
II-1. 事業者の商品企画・開発への消費者団体等 の参画支援	
	千円
	千円
II-2. 食品ロスの削減	
	千円
	千円
III. 体系立った消費者教育の展開	
	千円
	千円
IV. 悪質事業者による消費者被害の防止の強化	
	千円
	千円
V. 適格消費者団体設立の促進	
	千円
	千円

(注) 1. (交付金の算定方法) 第5の算定の際の参考とする。

2. 事業ごとに記載すること。

(別紙2)

基金造成計画書

基金の 保有区分	保管予定額	備考
	千円	
合計額		

- (注) 1. 基金の保有区分は、金融機関への預託等保有形態別に記載すること。  
2. 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、予定年利率等を記載すること。  
3. 平成25年度地方消費者行政活性化交付金(一般会計)により造成する基金に相当する部分について記載すること。

(別紙3)

(事業を実施する地方公共団体名)

## 事業計画書

### 1. 政策テーマ

### 2. 事業名

### 3. 事業内容（目的、実施方法、期待される事業効果など）

#### (1) 目的

#### (2) 事業概要

(注) 実施方法（直轄、委託など）、主催者・協力者（実行委員会などを含む）、規模（参加者の数・属性、出展の数・内容など）などを始め、交付要綱附属編に記載されている事業内容に合致する取組であるかを判断するため、可能な限り具体的に記載すること。

#### (3) 事業効果

##### ①アウトプット

(注) 期待される事業の実施結果を記載すること。（イベントであれば参加人数や開催回数など）

##### ②アウトカム

(注) 1. アウトプットからもたらされる事業実施による成果を記載すること。（イベントであれば、参加者の理解深化や参加者の周囲の者への波及効果など）

2. 定性的な記述であっても構わない。

### 4. 事業の収支（予算ベース）

歳入	歳出
※協賛金等がある場合は、記載すること。	

(注) 事業計画書は、事業ごとに作成すること。

(別紙様式2)

消地協第 号

平成25年度地方消費者行政活性化交付金（一般会計）交付決定通知書

〇〇都道府県知事 殿

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇号で申請のあった平成25年度地方消費者行政活性化交付金（平成25年度一般会計予算）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

内閣総理大臣

印

1. 交付金の交付の対象となる経費は、平成〇年〇月〇日付け消地協第〇号内閣総理大臣通知の別紙「平成25年度地方消費者行政活性化交付金（一般会計）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）第4に定める経費である。
  2. 交付金の額は、次のとおりである。ただし、交付対象経費の内容が変更された場合において、交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。
- | 交付金の額 | 金 | 千円 |
|-------|---|----|
|-------|---|----|
3. この交付金は、交付要綱第8に掲げる事項を条件として交付するものである。
  4. 交付対象事業に係る実績報告は、交付要綱第9に定めるところにより行わなければならない。
  5. この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成〇〇年〇〇月〇〇日とする。



(別添)

事業ごとの交付決定額

地方公共団体名	事業名	交付決定額
I. 風評被害の防止		
		千円
		千円
II-1. 事業者の商品企画・開発への消費者団体等の参画支援		
		千円
		千円
II-2. 食品ロスの削減		
		千円
		千円
III. 体系立った消費者教育の展開		
		千円
		千円
IV. 悪質事業者による消費者被害の防止の強化		
		千円
		千円
V. 適格消費者団体設立の促進		
		千円
		千円

(別紙様式3)

平成25年度地方消費者行政活性化交付金(一般会計)調書

平成25年度 内閣府所管

国		都道府県								備考
歳出 予算 科目	交付決 定額	歳入			歳出					
		科目	予算 現額	収 入 済額	科目	予算 現額	うち 交 付 金 相 当額	支 出 済 額	うち交 付金相 当額	

(記入要領)

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目(交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで)を記載すること。
- 2 「都道府県」の「科目」は、歳入にあっては、款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 5 平成25年度地方消費者行政活性化交付金(一般会計)により造成する基金に相当する部分について記載すること。

(別紙様式4)

第 号  
平成〇年〇月〇日

内閣総理大臣 〇〇 〇〇殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成 25 年度地方消費者行政活性化交付金（一般会計）の事業実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 交付精算額 金 円
- 2 基金造成経費精算書（別紙1）
- 3 基金造成事業実施状況調書（別紙2）
- 4 添付書類
  - (1) 条例
  - (2) 歳入歳出決算（見込）書抄本
  - (3) その他参考となる書類

(別紙1)

基金造成経費精算書

基金造成に要する経費 の実支出額 (A)  円	第5により算出された 上限額(合計額) (B)  円	交付金所要額(AとBを 比較して少ない方の額) (C)  円	交付決定額 (D)  円	交付金受入額 (E)  円

(注) 平成25年度地方消費者行政活性化交付金(一般会計)により造成する基金に相当する部分について記載すること。

(別紙2)

基金造成事業実施状況報告書

基金の 保有区分	造成年月日	保管額	備考
		円	
合計額			

(注) 平成 25 年度地方消費者行政活性化交付金(一般会計)により造成する基金に相当する部分について記載すること。